

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	38	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （狩猟税）	
要望項目名	鳥獣被害対策の推進を目的とした特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>①対象鳥獣捕獲員^{※1}が受ける狩猟者の登録</p> <p>※1 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定により市町村が定める被害防止計画で定められる対象鳥獣（当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣）を捕獲するために設置される鳥獣被害対策実施隊の隊員のうち、主として対象鳥獣の捕獲等に従事することが見込まれる者として市町村より指名、又は任命される者をいう。</p> <p>②鳥獣保護管理法（平成14年法律第88号）第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者^{※2}が受ける狩猟者の登録</p> <p>※2 学術研究の目的、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的、同法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整の目的等により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第9条の規定に基づき、環境大臣又は都道府県知事（対象鳥獣にあつては市町村長）許可を受けて鳥獣の捕獲等に従事する者をいう。</p> <p>③鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」^{※3}と^{※3}いう。）の従事者が受ける狩猟者の登録</p> <p>※3 認定鳥獣捕獲等事業者とは、鳥獣の捕獲等を適正かつ効率的に遂行することができるものとして都道府県知事の認定を受けた者（法人）であり、都道府県がシカやイノシシを捕獲するために定める指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先として、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省）を推進することが期待されている者をいう。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>①、③に係る狩猟税を非課税とし、②に係る狩猟税の課税標準となるべき価格を1/2とする。</p> <p>①～③の特例措置適用期限を平成36年3月31日までとする（現在の特例措置適用期限（平成31年3月31日）を5年間延長）。</p>	
関係条文	<p>地方税法第700条の52、地方税法附則第32条及び第32条の2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲834) [平年度] ー (▲896)</p> <p>[改正増減額] ー (単位：百万円)</p>	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 平成25年12月に策定された「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（環境省・農林水産省）を推進するため、平成29年10月に策定された「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」を踏まえ、狩猟税において有害鳥獣捕獲従事者の担い手確保を支援するための減免措置を講ずることとするもの。</p> <p>(2) 施策の必要性 近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣において、急速な個体数増加や分布拡大が起きており、鳥獣による被害は、農林水産業、生態系、生活環境など広い範囲に及んでおり、拡大傾向にある。このような事態に緊急的に対処するため、被害を及ぼしている鳥獣の個体数の削減に向けて「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（以下「半減目標」という。）」を策定し、平成35年までにニホンジカ・イノシシの個体数の半減を当面の目標として設定し、鳥獣対策に取り組んでいるところであり、決定した半減目標達成のため、平成27年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置及び狩猟フォーラムの開催等の普及事業等各種施策により捕獲の担い手の確保を促してきた。この結果、有害鳥獣捕獲従事者はおおよそ増加し、狩猟者登録数も下げ止まったが、半減目標の達成状況を踏まえると、目標達成のための一層の捕獲強化が必要であり、さらなる捕獲の担い手確保が必要であるため、現行措置を継続することが必要である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3 野生生物の保護管理
	政策の達成目標	<p>「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成25年12月。環境省、農水省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当面の捕獲目標（全国レベル）の設定 ニホンジカ・イノシシについて、10年後（平成35年度）までに個体数を半減させることを目指すこととし、概ね5年後に捕獲対策の進捗状況を確認し、必要に応じて見直しを行うこととする。 ○ 専門事業者の育成 ニホンジカ等の捕獲を行う事業者を認定する制度を創設し、認定事業者の業務の円滑な実施のために捕獲許可手続きの簡素化を行うことを検討する。 ○ 鳥獣被害対策実施隊の増加 捕獲等の活動を担う鳥獣被害対策実施隊の設置数について、現行の674から早急に1,000に増加させる。 <p>「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（追補版）」（平成30年中策定予定。環境省、農林水産省。）</p> <p>※下記の趣旨の内容が記載される予定 「狩猟税の減免措置や狩猟フォーラム等の施策を講じた結果、有害鳥獣捕獲従事者の確保が進んだが、捕獲目標の達成に向け、さらなる捕獲の担い手の確保が急務。」</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<p>「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」</p> <p>「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（追補版）」（予定）</p>
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲目標 「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等について」（平成29年8月発表）において、各種捕獲強化策の実施等により平成27年度に推定生息数が減少傾向に転じたが、半減目標達成のためにはより一層の捕獲強化が必要とされた。 また、平成30年度現在、捕獲対策の進捗状況を確認し、見直しを実施しているところであり、その結果を「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（追補版）」としてとりまとめる予定。 ○専門事業者の育成 改正鳥獣保護管理法により認定鳥獣捕獲等事業者制度を創設し、鳥獣保護管理法第14条の2に基づき都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業については、同条第9項に基づき、同法第9条第1項に基づく捕獲許可を受けた者とみなす規定を設けた。 認定鳥獣捕獲等事業者数は135事業者（平成30年5月現在）であり、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者とし平成27年度に12事業者、平成28年度に64事業者、平成29年度に71事業者が捕獲等を実施している。この他、これまで89事業者が当該事業以外の捕獲等事業の受託者（平成29年10月現在）となっている。 また、認定鳥獣捕獲等事業の従事者数は1,559人（平成28年度実績。従事者全てが狩猟の登録を行ったと仮定した場合。）となっている。 ○鳥獣被害対策実施隊の増加 鳥獣被害対策実施隊の設置数について平成26年4月末に864、平成27年4月末に986、平成28年4月末に1,073、平成29年4月末に1,140となっており、半減目標に掲げた目標は達成したが、半減目標の達成に向けて今後維持していくことが必要である。 	

		<p>○その他 鳥獣保護管理法第9条第1項の許可捕獲の従事者数について平成26年度は174,572人、平成27年度は176,540人、平成28年度は183,334人であり、増加傾向である。 ※鳥獣捕獲許可証公布枚数の実績は次のとおり。 環境大臣の捕獲許可 H26 327、 H27 560、 H28 644 (枚) 都道府県知事の捕獲許可 H26 174,245、H27 175,980、H28 182,690 (枚) 計 H26 174,572、H27 176,540、H28 183,334 (枚) ※実績はいずれも平成27年度鳥獣関係統計(公表資料)及び平成28年度鳥獣関係統計案(現在集計中(速報値))より引用。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 42,000 (人)</p> <p>②鳥獣保護管理法(平成14年法律第88号)第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 58,397 (人)</p> <p>③認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置 2,121 (人)</p> <p>※平成31年度の措置の適用見込みを記載。</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>半減目標達成に向けた捕獲の強化のため、さらなる有害鳥獣捕獲従事者確保のインセンティブとしての効果が期待でき、それらの者に加え、狩猟者による狩猟捕獲を促進できる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>—</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>[鳥獣保護管理強化総合対策費]</p> <p><達成手段の概要> 平成28年度に改訂した基本指針の見直し結果を踏まえ、鳥獣保護管理に係る担い手を確保するとともに、特定鳥獣及び指定管理鳥獣の保護管理等を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 改訂した基本指針を踏まえ、科学的・計画的な鳥獣保護管理計画の推進及び鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進し、野生鳥獣の保護・管理の強化を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 改訂した基本指針を踏まえ、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p> <p><予算額> H30 748百万円の内数、H29 758百万円の内数、H28 768百万円の内数(694百万円の内数)、H27 768百万円の内数(665百万円の内数)</p> <p>※()内は執行額</p>

<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算事業では平成 24 年度から狩猟の担い手確保促進フォーラムを開催し、我が国における鳥獣被害の現状や捕獲の担い手が減少・高齢化している現状に対して、狩猟の魅力等を普及啓発することで狩猟の担い手確保の動機づけを行う一方で、特例措置では有害鳥獣捕獲従事者の経済的な負担を軽減し、それらの者における狩猟による捕獲を促進するもの。</p>
<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>平成 27 年度税制改正大綱において示された有害鳥獣捕獲従事者への減免措置により、「有効性」「要望の措置の適用見込み」において示したとおり、それらの者の確保が概ね進んだことから、政策目的を実現する手段としての的確である。 半減目標の達成状況を踏まえると、半減目標計画達成のためには、さらなる捕獲の担い手確保が必要と考えられるため、現行措置を継続する必要がある。</p>

税負担軽減措置等の適用実績

①対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
H27 29,558、H28 33,268 (人)

②鳥獣保護管理法（平成14年法律第88号）第9条第1項に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
許可捕獲者 H27 24,930、H28 23,651 (人)
従事者 H27 34,479、H28 34,746 (人)
計 H27 59,409、H28 58,397 (人)

③認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の特例措置の実績
H27 30、H28 1,559 (人)
※猟友会や都道府県等が狩猟者登録等の手続きの際に軽減措置制度の存在を伝えているため、要件を満たした者はすべからず制度を活用していると推定して支障はない。

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

根拠条文			措置又は特例名	措置又は特例の概要 (H29.3.31現在)	適用期限 (H29.4.1現在)	適用総額の 種類	適用総額（千円）		
条	項	号					26年度	27年度	28年度
700条の52	②	一	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を1/4に軽減する。	なし	税額	199	111	124
700条の52	②	二	放鳥獣猟区のみに係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する税率の特例措置	放鳥獣猟区以外に係る狩猟者登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区以外の場所等に係る狩猟者登録に対する狩猟税の税率を3/4に軽減する。	なし	税額	0	0	1
附32条		①	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31.3.31	税額	140,172	351,322	392,083
附32条		②	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における課税免除の特例措置	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録における狩猟税を課税免除とする。	H31.3.31	税額		378	18,869
附32条の2		①・②	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における税率の特例措置	有害鳥獣捕獲等許可に基づく許可捕獲等に従事した者に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を1/2に軽減する。	H31.3.31	税額		343,715	336,741

※「道府県税の課税状況等に関する調」を基に作成。

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

今後、鳥獣被害対策を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟者の確保及び登録狩猟による捕獲の推進が不可欠であり、狩猟者の税負担を軽減することにより、狩猟者となること及び登録狩猟による捕獲へのインセンティブを付与する本措置は、有効な手段である。

前回要望時の達成目標

被害を及ぼす鳥獣の捕獲を一層推進するため、捕獲の担い手の確保及び登録狩猟による捕獲を促進する。

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

「全国のニホンジカ及びイノシシの個体数推定等について」（平成29年8月31日発表）において、各種捕獲強化策の実施等により、平成27年度に推定生息数が減少傾向に転じたが、半減目標達成のためにはより一層の捕獲強化が必要とされた。平成27年度税制改正大綱において示された狩猟税の減免措置により、鳥獣被害防止実施隊、認定鳥獣捕獲等事業者、許可捕獲の従事者はおおよそ増加し、狩猟者登録数も下げ止まったものの、半減目標の達成に必要な程度までの捕獲体制の強化には至っていなかったためと考えられる。

これまでの要望経緯

平成27年度要望 減免措置の創設（4年間）

